

技 第 146 号

平成30年6月 8日

一般社団法人 島根県建設業協会 様

島根県土木部技術管理課長

(公 印 省 略)

総合評価方式（工事）入札における技術資料の簡素化について

島根県の土木行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を頂き厚くお礼を申し上げます。  
現在、本県では技術資料の審査の効率化を図るため、入札参加者から提出された技術資料及び添付資料を審査し、適正であると認めた場合は、入札参加者に対し収受印付き技術資料の写しを返送し、入札参加者は、当該関係管内の発注する次回以降の工事から、その写しを添付することで、添付資料を省略できることとしています。

この度、技術資料の審査の効率化を更に進めるため、下記のとおり取扱うことにしたので、お知らせします。

貴協会におかれましては、お手数をおかけしますが、協会員への周知をよろしくお願い致します。

記

1. 発注機関は、総合評価方式（工事）の入札参加者から提出された技術資料及び添付資料について審査し、適正と認めた場合、入札参加者に対し評価項目ごとに、有効期限を定め、技術資料に収受印と共に、全県域に共通して適用できる内容であれば全県適用を押印し入札参加者へ返送する。

入札参加者は、次回以降の工事から、その技術資料の写しを添付することで、総務部、防災部、農林水産部及び土木部の事業課、また関係地方機関が発注する工事の入札で、添付資料を省略することができる。（以下、「全県適用」という）・・・別添（例1）参照

ただし、発注機関が独自で設定した全県適用できない評価項目については、必要に応じて収受印のみ押印し、当該発注機関の発注工事での入札のみ、添付資料の省略を有効とする。・・・別添（例2、3）参照

2. この取扱いの対象評価項目は、別紙（総合評価方式の評価項目別確認方法）のとおりとする。
3. この取扱いは、総務部、防災部、農林水産部及び土木部所管の建設工事で、平成30年6月1日以降公告分の工事から運用する。

(担当)

島根県土木部技術管理課

公共事業調整 S 八澤、吾郷

TEL 0852-22-6198